

既存建築物耐震診断等判定業務

～平成 26 年 10 月より 耐震判定等業務 を開始～

本会では「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正を受け、このたび、建築構造の専門家で構成する「建築物耐震判定委員会」を立ち上げ、平成 26 年 10 月より、建築物耐震診断等判定業務を実施します。

既存建築物の耐震化を目指す所有者等関係者への支援を行うことで、公益社団法人としての社会貢献を果たす所存です。

技術上の指針またはこれと同等と認定された耐震診断法により、申込者が行った既存建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画について、専門的観点のもとに審査・審議を行い、妥当であると認める案件に対して判定評価書を交付致します。

迅速な審査を行い、効率的な業務推進を目指してまいりますので、本委員会のご活用をお願い致します。

- (業務内容)
- ・耐震診断報告書の審査、判定
 - ・耐震補強計画案の審査、判定 等

(対象建築物) ・兵庫県内の既存建築物

(会員特典) ・申込者又は診断等実施者が本会会員の場合は判定手数料の割引があります。

■詳細は本会ホームページをご覧ください。

URL : <http://www.hyogo-aba.com/>

■問合せ : (公社)兵庫県建築士会事務局 tel.078-327-0885 (担当 : 松尾、中島)

・本会は平成 26 年 7 月 10 日付けで、(一財)日本建築防災協会の「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に入会するとともに、当委員会の耐震判定委員会に新規登録されました。